

令和元年（2019年）12月11日
健康増進課 感染症対策担当
担当者 高木、松崎
内線 1836 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

水痘の流行発生「注意報」を發表します

佐賀県では、令和元年（2019年）12月2日～12月8日の週（第49週）の感染症発生動向調査で水痘の定点医療機関当たりの患者報告数が1.14（患者報告数25人）となり、注意報の基準である「1」を超えました。

水痘は、平成26年（2014年）10月1日から定期予防接種となり、それ以降、患者報告数が大きく減少し、流行発生注意報・警報基準値が平成30年（2018年）9月に変更されており、今回、新しい基準となってから初めての流行発生注意報となります。

水痘の予防には、予防接種が有効です。

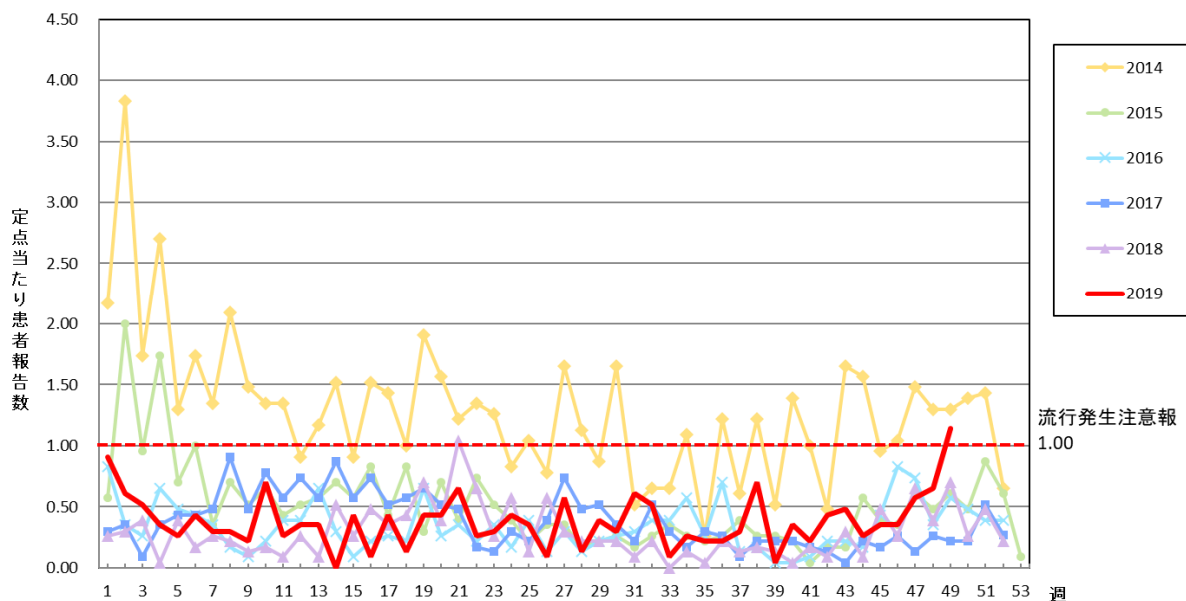
また、症状が現れた場合は、早めに医療機関を受診してください。

（注）

- ・ 定点医療機関とは、感染症の発生状況を知るために対象感染症ごとに一定の基準に従って県が各地区に定めた医療機関のことです。
- ・ 定点医療機関当たりの患者報告数とは、一週間に一か所の定点医療機関でどのくらいの受診者がいたかを表すもので、全患者報告数を定点医療機関数（23医療機関）で除した値となります。

佐賀県における定点医療機関あたり患者報告数の推移

水痘 定点医療機関あたり患者報告数(佐賀県)



<水痘とは>

いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の感染症です。

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、潜伏期間は2週間程度とされています。

発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。

主に小児の病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めるとされており、そのほとんどが軽症で軽快します。しかし、1歳未満の乳児や成人が発症した場合には、熱性痙攣、肺炎、気管支炎等の合併症が出現しやすく、重症化しやすいので、いずれの場合も早めの医療機関受診が必要です。

また、急性期に解熱鎮痛薬のアスピリンを服用した小児では、合併症を引き起こすことがありますので、解熱鎮痛薬の服用時には含まれている成分に注意してください。

なお、かゆみのために、患児が汚れた手で患部をひっかくことで水疱が細菌感染を起こすことがありますので、できるだけ患児の手は清潔に保つようにはしてください。

<予防のポイント>

ワクチンの接種が最も有効な予防策です。

平成26年(2014年)10月1日から、水痘ワクチンは定期予防接種(1歳～3歳未満:2回接種)の対象となっています。

感染症発生動向調査に基づく流行の注意報の基準

佐賀県では、水痘の流行レベルごとに県民に注意喚起を行っています。各流行レベルの基準は、1医療機関当たりの患者数が下表の基準を超えた場合です。

注意報レベルに達すると、今後4週間以内に警報レベルの大きな流行が発生する可能性がありますので注意が必要です。

そこで、流行発生注意報の発表段階においては、流行が拡大している局面にあることを考慮した上で、次の内容を県民等に呼びかけています。

感染予防に関すること

り患した時の対応や重症化予防等に関すること

その他の必要事項

〔基準値〕 定点医療機関当たりの患者数

注意報	警報	備考
1	2	H30.9以降の新基準

旧基準では、水痘の流行発生注意報基準値は4、警報基準値は7でした。

流行発生注意報の解除

流行発生警報の基準値「2」を超えた場合、または定点報告数の県全体の平均値が流行発生注意報の基準値「1」を下回った場合、自動的に解除されます。